
資料 2 - 1

熱中症特別警戒情報等に関する ワーキング・グループの報告

令和7年度 熱中症特別警戒情報の発表状況

出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料1、2一部改変

熱中症特別警戒情報 発表はなかった。

[予測値] 前日10時頃時点における、該当日の日最高暑さ指数（WBGT）の予測値

- 都道府県内の全ての地点が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点が34以上となった都道府県 1あった

8月3日 神奈川県

- 都道府県内の全ての地点が33以上となった都道府県 延べ5あった

8月5日 埼玉県	8月5日 香川県	8月6日 神奈川県
8月6日 香川県	8月24日 神奈川県	

[実況値]

- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が34以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が33以上となった都道府県 延べ3あった

8月5日 埼玉県	8月6日 神奈川県	8月24日 埼玉県
----------	-----------	-----------

令和8年度の熱中症特別警戒情報等の運用期間

令和8年度の熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の運用期間は、
令和8年4月22日（水）～令和8年10月21日（水）とする

- 令和6年度からの熱中症特別警戒情報の施行開始に当たって、第5回熱中症対策推進検討会（令和6年1月18日開催）において、
「また、運用に当たっての課題としては、**発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等をみながら、引き続き検討の継続を行う。」**
とされたところ（同検討会資料3）。
- その後、令和6年度に開催された熱中症対策推進検討会（第6回、第7回）及び熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和6年度第1回、第2回）において、委員から主に以下の御指摘をいただいている。
 - （「発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響」に関する御意見）
 - **県内すべての暑さ指数の地点が基準に到達する必要性はあるのか。標高の高い地点など参照しない地点を検討してはどうか。**
 - **熱中症特別警戒情報の発表単位を、都道府県単位からさらに細分化できないか。**
 - （基準そのものへの御意見）
 - **暑さ指数（WBGT）「35」との基準については検討も必要か。**
 - **WBGTを根拠とすることが必要か（気温やSET(標準新有効温度)といった別の指標がよいのではないか）。**
 - （運用面に関する御意見）
 - **熱中症特別警戒情報の発表ルート（国—都道府県—市区町村）や情報伝達手法を見直してはどうか。**

検討課題と対応の方向性（案）

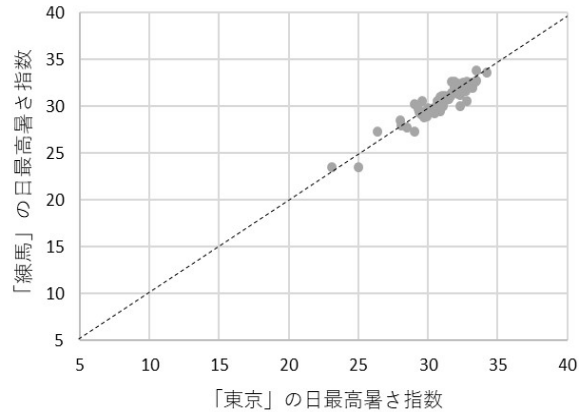
出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料3一部改変

課 題	対応の方向性（案）
<p>発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内すべての暑さ指数の地点が基準に到達する必要性はあるのか。標高の高い地点など参照しない地点を検討してはどうか ▶ 熱中症特別警戒情報の発表単位を、都道府県単位からさらに細分化できないか 	<p>来年度の制度運用に向け、各情報提供地点における暑さ指数の傾向を踏まえて、熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点を検討する。</p> <p>なお、発表単位の細分化については、熱中症特別警戒情報が相当広範囲での影響を想定しており、制度上、熱中症特別警戒情報が発表された際に都道府県においても対応をとることとなっており、本制度創設時の考え方にも関わることから中長期的な課題として検討していく。</p>
<p>地域や時期による暑熱順化の程度の差</p>	<p>熱中症特別警戒情報の基準を地域や時期によって変更した場合に熱中症搬送数や熱中症死亡数がどの程度軽減されるかに関する研究成果を踏まえて検討する。</p>
<p>予測精度の精緻化</p>	<p>予測値を含む暑さ指数算出への影響が大きい湿度の推定方式の改善や、充実する気象庁数値予報データのWBGT予測への取入れ等を進めているところであり、引き続き予測精度の向上・精緻化に努める。</p>
<p>基準そのものへの御意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ WBGT「35」との基準については検討も必要か ▶ WBGTを根拠とすることが必要か（気温やSETといった別の指標がよいのではないか） 	<p>熱中症特別警戒情報の発表基準は「過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合」を想定し、カナダ等の例でWBGT35を超えると健康リスクが急速に高まることが示されていること等から設定されているもの。引き続き科学的知見の収集に努めていく。</p>
<p>運用面に関する御意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 熱中症特別警戒情報の発表ルート（国—都道府県—市区町村）や情報伝達手法を見直してはどうか 	<p>熱中症特別警戒情報は、カナダなど諸外国で発生したような相当広範囲にわたる熱波の状況を想定しており、現行の制度上、熱中症特別警戒情報が発表された際に環境省が都道府県へ通知し、都道府県が市町村に通知することとなっていることから、都道府県を介した発表ルートとしているところであるが、情報伝達手法について引き続き検討していく。</p>

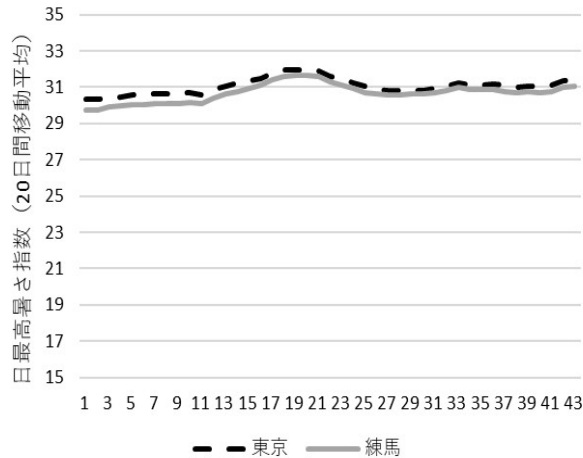
同一都道府県内における観測地点間の日最高暑さ指数 (WBGT) の相関 (令和7年7月1日～8月31日)

出典：令和7年度第2回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ
(令和7年12月17日開催) 資料1

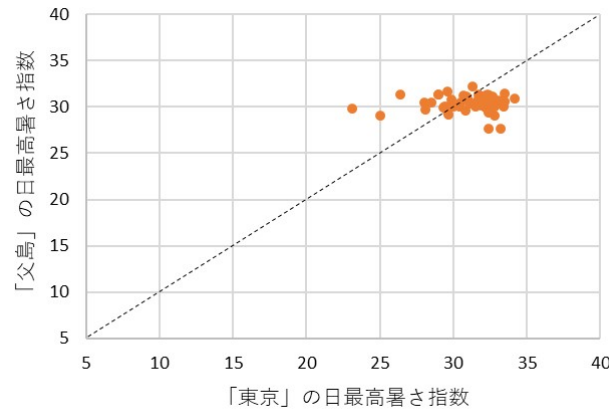
パターン①
県庁所在地の観測地点と
相関が強い地点
例「練馬」(東京都)



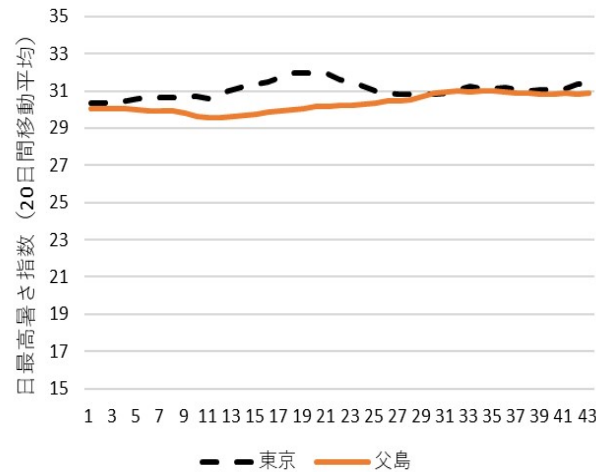
相関係数：0.941
RMSE：0.8
差の分散：0.5



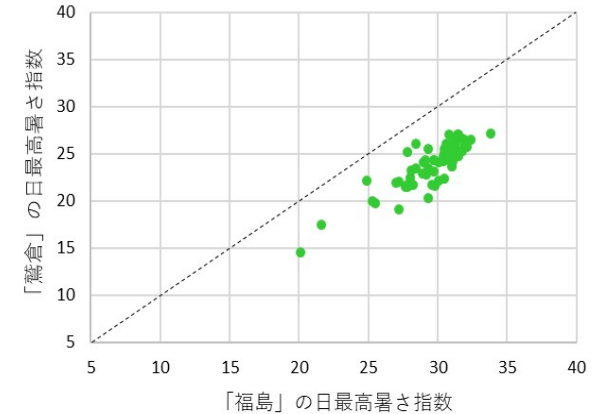
パターン②
県庁所在地の観測地点と
相関が弱い地点
例「父島」(東京都)



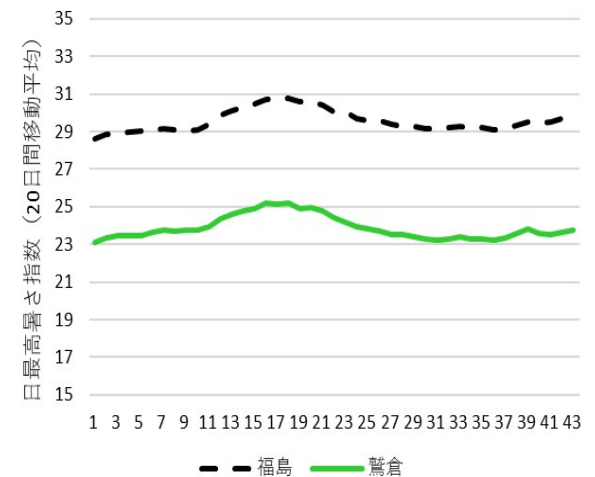
相関係数：0.042
RMSE：2.3
差の分散：18.7



パターン③
県庁所在地の観測地点と相関が
強いが、暑さ指数の値に比較的
大きな差がみられる地点
例「鷺倉」(福島県)



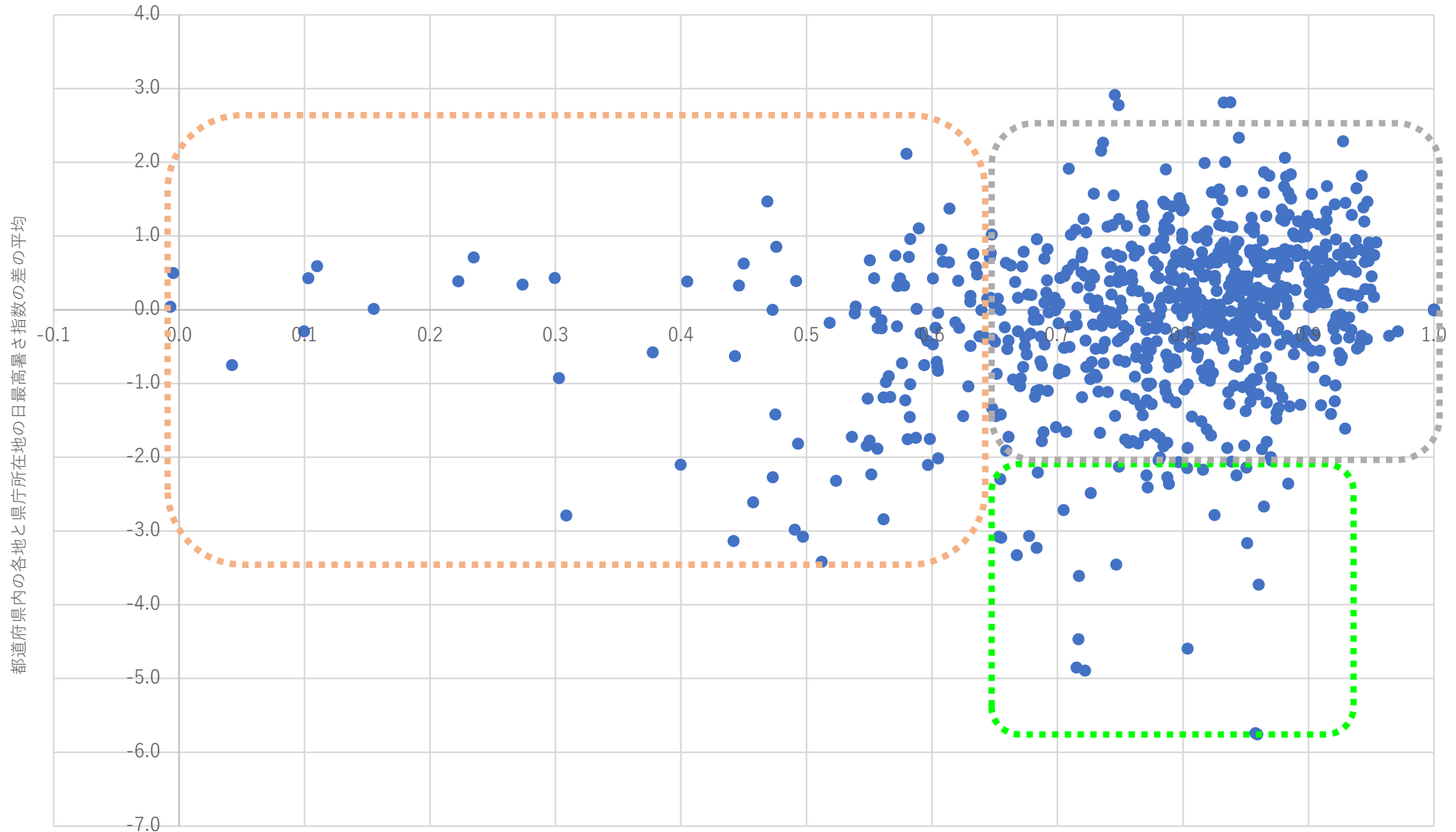
相関係数：0.858
RMSE：5.9
差の分散：1.7



都道府県内各地点と県庁所在地の日最高暑さ指数（WBGT）相関係数と差の平均 （令和7年7月1日～8月31日）

出典：令和7年度第2回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年12月17日開催）資料1一部改変

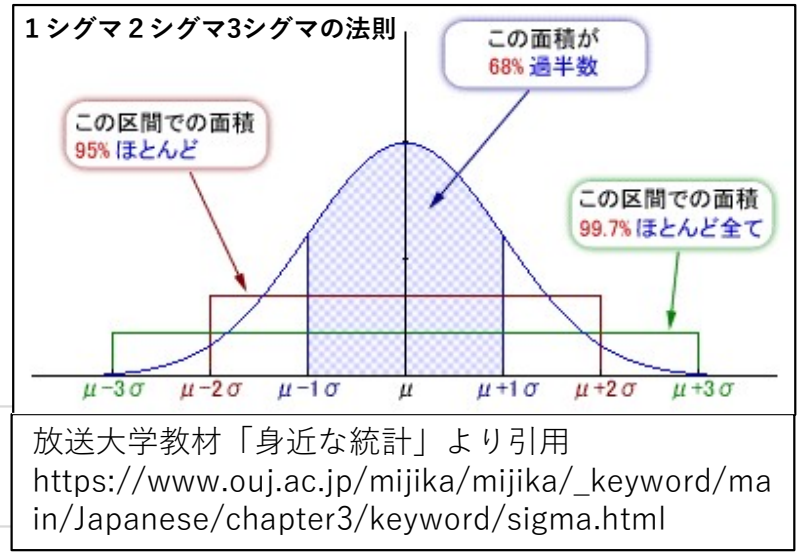
緑の枠に該当する「パターン③（＝県庁所在地と観測地点の日最高暑さ指数の相関が強く（横軸の右側）、また、暑さ指数の値がマイナス方向に比較的大きい（縦軸の下側）地点）」について、熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点の対象として検討した。



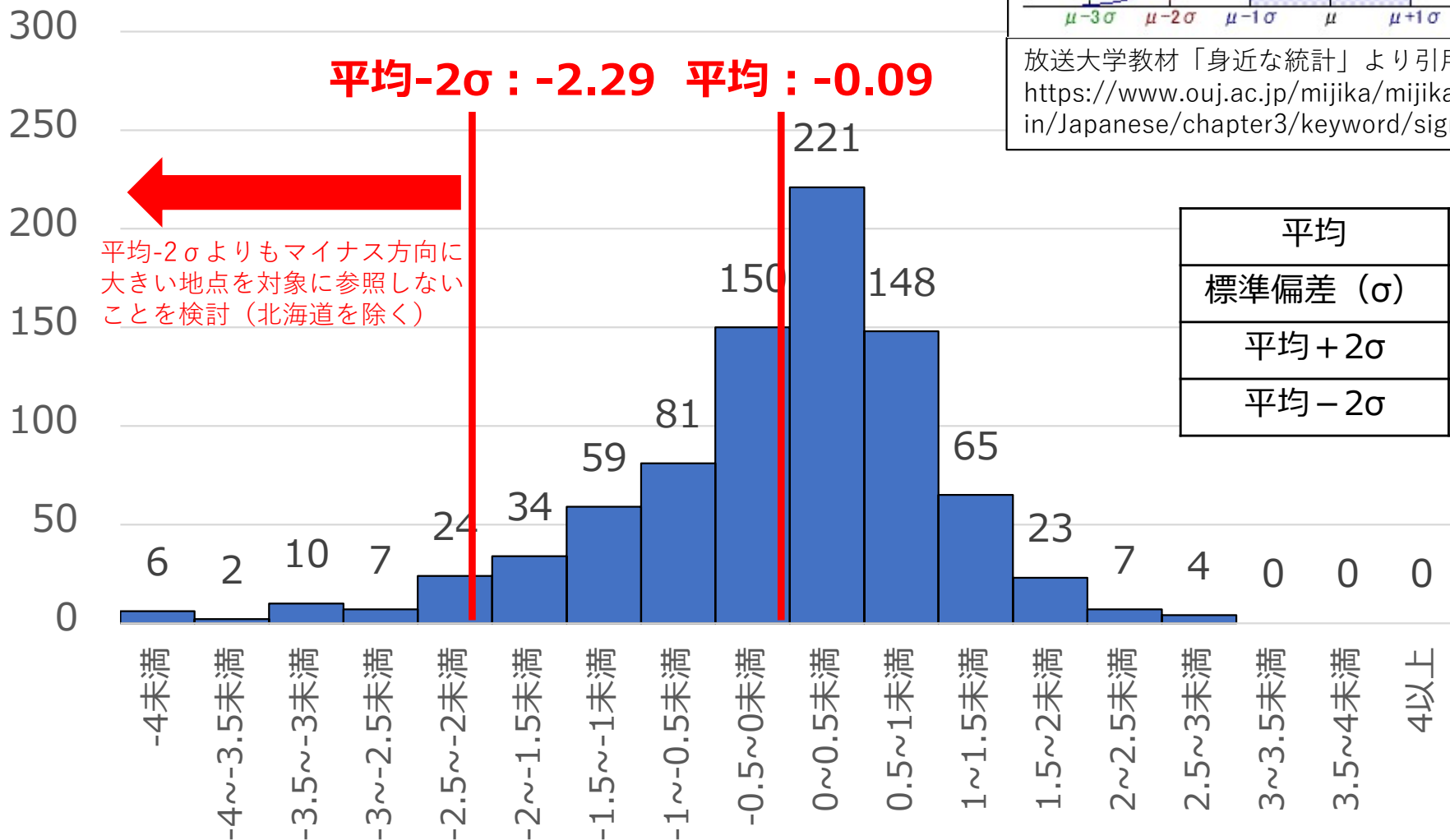
都道府県内の各地点と県庁所在地の日最高暑さ指数の相関

「差の平均」がマイナス方向に大きい地点の選定の考え方

県庁所在地との「差の平均」の頻度分布が正規分布に従うとみなし、平均 $\pm 2\sigma$ （全体の約95%）に含まれない地点のうち、「差の平均」がマイナス方向に大きい地点をスクリーニングして検討の対象とした。



「差の平均」の頻度分布（令和7年、841地点）



令和8年度の熱中症特別警戒情報の運用に向け、熱中症特別警戒情報発表の判断の際に参照しない地点について、県庁所在地の観測地点と暑さ指数の相関は強いものの暑さ指数の値に比較的大きな差がみられる地点（令和3～7年の5か年のうち4回以上、県庁所在地との「差の平均」が平均 -2σ よりマイナス方向に大きかった地点）を検討対象として議論が行われ、13県24地点を参照しない地点とすることについて了承された。

青森県	： 酸ヶ湯
岩手県	： 藪川、区界
福島県	： 桧原、鷲倉、桧枝岐
栃木県	： 那須高原、土呂部、奥日光
群馬県	： 草津、田代
長野県	： 菅平、軽井沢、開田高原、野辺山
山梨県	： 河口湖、山中
静岡県	： 井川
岐阜県	： 六ヶ所、宮之前
和歌山県	： 高野山
高知県	： 本川
長崎県	： 雲仙岳
熊本県	： 高森

熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の主な改定箇所

出典：令和7年度第3回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和8年2月12日開催）資料1一部改変

頁	主な改定箇所	改定内容・理由
5	<p>3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表基準等</p> <p>(2) 熱中症特別警戒情報ア. 発表基準</p>	<p>【改定内容】</p> <p>「全ての暑さ指数情報提供地点」の後に、「（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）」と追記する。</p> <p>【改定理由】</p> <p>一部の暑さ指数情報提供地点を、熱中症特別警戒情報の発表判断時に参照しないこととする省令改正を実施する予定のため。</p>
5	<p>3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表基準等</p> <p>(2) 熱中症特別警戒情報工. ア. 以外の自然的社会的状況に関する発表基準</p>	<p>【改定内容】</p> <p>改定前の「引き続き令和6年4月以降も、暑さ指数（WBGT）、停電戸数、断水戸数の情報と健康影響の関係について情報収集を行い、自然的社会的状況に関する発表基準の検討を行う。」の記載について、「それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断」へと修正。</p> <p>【改定理由】</p> <p>令和5年度及び令和6年度における議論の結果、第7回熱中症対策推進検討会（令和7年3月3日開催）において、定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準については導き出すことはできず、「それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断」することとされたため。</p>

令和7年度のワーキング・グループでいただいた、その他の検討課題等

- 今夏の熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の発表状況、救急搬送人員について、委員から熱中症警戒情報の発表状況と救急搬送人員の関係性や医療ひっ迫への影響に係る意見が述べられた。
- 地域差等を踏まえた熱中症（特別）警戒情報の基準変更に関する課題については、まだ十分に研究が進んでおらず、今後も継続的に情報収集を行っていくこととされた。
- 参照しない地点周辺における対応に関して、熱中症リスクは他の地点と同様に推移するため熱中症特別警戒情報は引き続き都道府県単位で運用する方針で問題ない旨や、各地点の測定値がその周辺の地域全体の暑さを必ずしも反映できているとは限らないことから参照しない地点周辺の住民にも丁寧な情報提供が必要である旨の意見が述べられた。
- 熱中症による死亡者数については、熱中症警戒情報の効果検証を行うにあたって、死亡者数のデータと合わせ、救急搬送者数等の複数の健康アウトカムに基づくことや、熱中症警戒情報発表時のニュース等での伝えられ方や自治体から住民への情報提供について情報収集を行うことが必要である旨の意見が述べられた。
- 委員より、熱中症特別警戒情報発表時の連絡経路について、県、市町村の負担軽減のため通常の熱中症警戒アラート同様のルートに変更することについて意見があり、引き続き、検討していくこととなった。